

## 巻総合高等学校いじめ防止基本方針

### 1 目的

生徒に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことの大切さについて意識啓発するとともに、学校組織としていじめ防止に向けた取組を推進する。そのために、常設委員会として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### 2 いじめ防止対策委員会

#### (1) 委員構成

委員会は、校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、各学年主任、スクールカウンセラーで構成し、委員長はいじめ対策推進教員を充てるものとする。

#### (2) 委員会の機能

いじめ防止対策委員会は、いじめ防止に向けて、以下の機能を果たすものとする。

- ①悩みを抱える生徒の状況について把握し、情報共有を行うこと
- ②アンケート時期や内容を検討し、いじめ実態調査を適切に実施すること
- ③いじめの認知を判断し、認知した場合は速やかに対応すること
- ④重大事態は「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない
- ⑤重大事態（「疑い」を含む）があった場合、ただちに県教育委員会へ報告すること
- ⑥認知後の初期対応において、いじめ行動の背景や心情について把握すること
- ⑦いじめの分析と評価を実施し、適切な対応策を提案すること
- ⑧いじめの「解消」について、継続的に見守ること
- ⑨いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること

### 3 「いじめ」の定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする

### 4 「いじめ」の態様

- ①冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる

- ③軽くぶつけられ、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつけられたり叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ⑧パソコン携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる

## 5 「いじめ」の認知に係わる情報収集

教職員は、日頃から生徒の様子や変化を注意深く観察し、以下の方法によりいじめ認知に係る情報を得た際は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告すること。

- ①学級担任が発見
- ②他の教職員が発見
- ③養護教諭が発見
- ④スクールカウンセラー等が発見
- ⑤アンケート調査など
- ⑥本人からの訴え
- ⑦保護者からの訴え
- ⑧他の生徒からの情報
- ⑨他の保護者からの情報
- ⑩地域住民からの情報
- ⑪警察等関係機関からの情報
- ⑫その他（匿名による投書など）

## 6 重大事案防止に向けた取り組み

教職員は、日頃から生徒の悩みや不安を把握し、以下の内容について取り組むこと。

- ①全校集会等を活用して、命を大切にする教育を推進すること
- ②生徒の悩みや不安を把握し、生徒に寄り添う生徒指導をすること
- ③生徒の様子や変化を注意深く観察し、組織として情報共有すること
- ④生徒に「あきらめずに助けを求めること」を伝えること
- ⑤生徒に「悩み相談窓口」の周知と活用を指導すること
- ⑥警察・スクールロイヤー等外部機関との連携を図ること

## 7 「いじめ」が解消している状態とは

- ①いじめに係わる行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

## ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

## 8 「いじめ類似行為」について

### (1) 定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものいう。

### (2) 対応

「いじめ類似行為」はいじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は保護者などと連携しながら指導を行う。なお、まだ「いじめ」に気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める。

「いじめ類似行為」が加わったのはインターネット等を介して見付けにくくなったいじめを見逃さないようにすることがねらいである。